

使用開始日 2014年1月22日

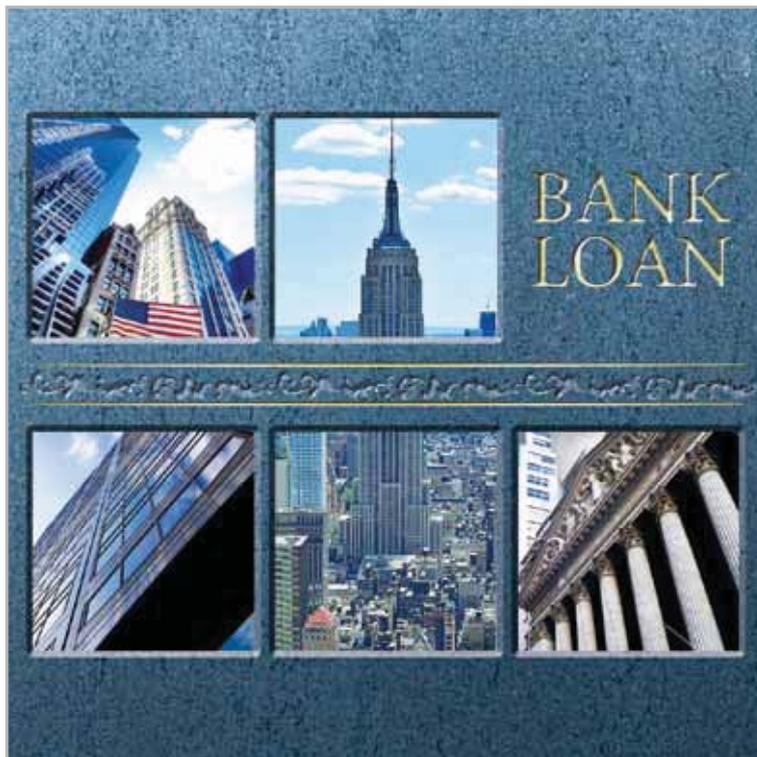
投資信託説明書(交付目論見書)

2676・2677-①

ダイワ米国担保付貸付債権ファンド (為替ヘッジあり / 為替ヘッジなし)

単位型投信 / 海外 / その他資産(バンクローン)

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

- ❖ 以下、各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
 ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジあり)：為替ヘッジあり
 ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジなし)：為替ヘッジなし
- ❖ 各ファンドの総称を「ダイワ米国担保付貸付債権ファンド」とします。

[ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジあり)]

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海外	その他資産(バンクローン)	その他資産(投資信託証券(その他資産(バンクローン)))	年2回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)

[ダイワ米国担保付貸付債権ファンド(為替ヘッジなし)]

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海外	その他資産(バンクローン)	その他資産(投資信託証券(その他資産(バンクローン)))	年2回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	12兆6,590億13百万円 (平成25年11月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ米国担保付貸付債権ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成26年1月17日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

外国投資信託を通じて米ドル建ての担保付貸付債権(バンクローン)等に投資することにより、安定的なインカム収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1 主として、米ドル建てのバンクローンに実質的に投資します。

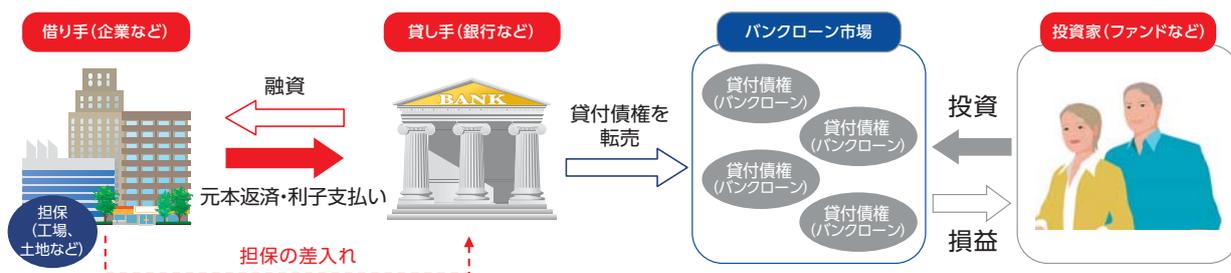
バンクローンとは

◆ 銀行などの金融機関が投資適格未満(BB格相当以下)の格付けを有する事業会社等に対して行なう貸付債権をいいます。

バンクローンの特徴

- ・ 相対的に信用度の低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券(BBB格相当以上の債券)などと比較して相対的に高い利回りとなっています。
- ・ 担保付が一般的であるため、無担保の社債などと比較して債務の弁済順位が高くなっています。
- ・ 変動金利が一般的であり、市場金利の変動による価格の動きは相対的に小さくなります。

バンクローンへの投資のイメージ



※上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

ファンドの目的・特色

バンクローンと社債との比較

	バンクローン	社債
法的性質	貸付債権	有価証券
担保の有無	有担保	無担保
弁済順位	社債に優先	バンクローンに劣後
金利	変動金利	固定金利

※上記は一般的なバンクローンおよび社債の比較をしたものであり、実際にはこれに当てはまらない場合があります。

- 取得時において、BB格相当以下の格付けのバンクローンに主として投資します。
 - ・米ドル建てのハイ・イールド債券(BB格相当以下の債券)等にも投資する場合があります。
 - ・格付けの判定はムーディーズおよびS&Pの格付けを参照します。
※二つの格付会社で格付けが異なる場合は、高い方の格付けを採用します。
 - ・無格付けのバンクローンおよび債券にも投資を行なう場合があります。
※その場合、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社がBB格相当以下の格付けであると判断したものに限ります。

信用度と格付けについて

信用度	格付け	
	ムーディーズの場合	S&Pの場合
↑ 高い ↓ 低い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
		D

格付けとは、償還時までの債券などの元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

2 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

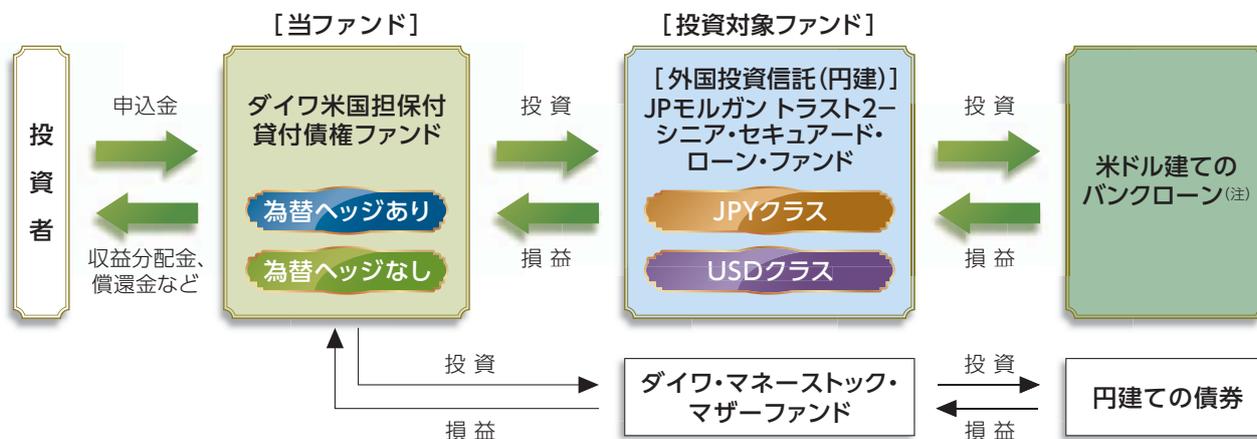
- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 外国投資信託の受益証券を通じて、米ドル建てのバンクローンに実質的に投資します。



(注) 米ドル建てのハイ・イールド債券等にも投資する場合があります。

※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1および2の運用が行なわれないことがあります。

3 購入の申込みは、平成26年2月19日までとなります。

4 毎年2月19日および8月19日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

<p>価格変動リスク・信用リスク</p>	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
<p>バンクローンの価格変動</p>	<p>バンクローンの価格は、債務者である事業会社等の信用状況によって変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、バンクローンの価格は下落します。実際に債務不履行が発生した場合には、担保の回収等により弁済されますが、投資元本に対して担保の価値が充分でない場合もあり、基準価額が大幅に下落する要因となることがあります。</p> <p>バンクローンは、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあります。特に、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に売買できなかつたり、売却価値が本来想定される投資価値を大きく下回る場合もあります。</p>
<p>公社債の価格変動</p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>ハイ・イールド社債は、投資適格社債に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格社債に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。</p>

為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。 「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成26年2月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成26年2月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成26年2月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成26年2月20日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購入の申込期間	平成26年2月3日から平成26年2月19日まで
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1万口当たり1万円
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
設定日	平成26年2月20日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成26年2月20日から平成31年2月19日まで
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
決算日	毎年2月19日および8月19日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。
信託金の限度額	各ファンドについて1,050億円を上限とし、合計で1,050億円を上限とします。
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は 3.15%(税抜3.0%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.12875%*(税抜1.075%) *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 年率1.161% となります。 *運用管理費用は、毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
委託会社	年率0.35%(税抜)	*左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
販売会社	年率0.70%(税抜)	
受託会社	年率0.025%(税抜)	
投資対象とする投資信託証券	年率0.63%程度	
実質的に負担する運用管理費用	年率1.75875%*(税込)程度 (純資産総額によっては上回る場合があります) *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 年率1.791% となります。	
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、 資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 *「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等 を示すことができません。	

*手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税^(注) 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

*上記は、平成26年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。